

瀬戸内海環境保全基本計画の変更に係る検討経緯について

瀬戸内海環境基本計画は、平成 27 年 2 月に全部変更された。

今回の基本計画の変更は、中央環境審議会において、「瀬戸内海における今後の目指すべき将来像と環境保全・再生のあり方」と「基本計画の変更」について、それぞれ審議・答申された内容を踏まえて行われており、本資料では、中央環境審議会における審議の背景、審議・答申された内容及び基本計画の変更内容について、それぞれ概要を整理した。

1 背景

(1) 基本計画に掲げる目標の達成状況の評価

前回（平成 12 年）に変更された基本計画に掲げる目標の達成状況については、中央環境審議会による基本計画のフォローアップの中で評価されており、その概要は次のとおりである（平成 20 年 6 月、中央環境審議会瀬戸内海部会「瀬戸内海環境保全基本計画 フォローアップ」）。

① 水質保全等に関する目標全般の達成状況の評価

- ・様々な施策が展開されてきた結果、各々の目標に関しては一定の成果が得られているものの、依然として赤潮、貧酸素水塊の発生が見られ、生態系の劣化が問題になるなど、特に生物の生息環境の保全という観点からは更なる取組が必要な状況となっている。
- ・国と地方とが適切に役割分担をしつつ各海域において中長期的に目指すべき海域環境の将来像を明らかにした上で、その実現に向けた具体的なロードマップを提示する必要がある。
- ・大阪湾については、瀬戸内海において特異な海域であり、特有の問題が生じていることから、これを区別して対応を検討する必要がある。

② 水質保全等に関する各目標の達成状況の評価

1) 瀬戸内海において水質環境基準が未達成の海域については、可及的速やかに達成に努めるとともに、達成された海域については、これが維持されていること。

- ・水質総量規制等の取組により、瀬戸内海に流入する有機汚濁物質や栄養塩類は大きく減少しているが、環境基準については、窒素とりんはほぼ達成されているものの、CODは7割程度で頭打ちである。
- ・特に水質汚濁が著しい大阪湾等においては、成層化する夏期を中心として貧酸素水塊が発生するなど生物の生息環境として好ましくない状態が継続し、底生生物の大量斃死の原因となるなど問題は深刻である。
- ・水生生物の生息環境の保全の観点から、底層DO等の新たな指標を導入した上で、各海域の特徴や利用形態に応じた目標設定により目指すべき海域環境の将来像を明らかにし、その実現に向けた具体的なロードマップを示すことが求められている。

2) 瀬戸内海において、赤潮の発生がみられ、漁業被害が発生している現状にかんがみ、赤潮発生の機構の解明に努めるとともに、その発生の人為的要因となるものを極力少なくすることを目途とすること。

- ・赤潮については、減少したものの、依然、年間100件程度発生しており、汚濁負荷量が削減され水質の改善が見られる海域でも、赤潮による漁業被害が引き続き発生する海域が存在する。
- ・大阪湾以外の瀬戸内海において栄養塩類の不足による海苔の色落ちが発生しているとの指摘があるが、その解明に向けた総合的な調査研究を進める必要がある。
- ・窒素、りんの環境基準が達成されている海域においては、栄養塩類の管理について検討を進める必要がある。

3) 水銀、PCB等の人の健康に有害と定められた物質を国が定めた除去基準以上含む底質が存在しないこと。

また、その他有機物の堆積等に起因する悪臭の発生、水質の悪化等により生活環境に影響を及ぼす底質については、必要に応じ、その悪影響を防止するための措置が講ぜられていること。

- ・取組の結果、底質について、10年前と比較して悪化している海域は見受けられず、全ての海域で改善の傾向にあり、一定の成果を上げていると評価される。

4) 特に魚介類の産卵生育の場となっている藻場及び魚介類、鳥類等の生態系を維持するうえで重要な役割を果たすとされている干潟等、瀬戸内海の水質浄化や生物多様性の確保、環境教育・環境学習の場等としても重要な役割を果たしている浅海域が減少する傾向にあることにかんがみ、水産資源保全上必要な藻場及び干潟並びに鳥類の渡来地、採餌場として重要な干潟が保全されているとともに、その他の藻場及び干潟等についても、それが現状よりできるだけ減少することのないよう適正に保全されていること。

また、これまでに失われた藻場及び干潟等については、必要に応じ、その回復のための措置が講ぜられていること。

- ・埋立てについては、より厳しい規制が必要との指摘もあり、基本方針を厳格に運用していく必要がある。
- ・失われた藻場・干潟等の再生の取組は進められているものの、過去と比較して、まだ十分な再生がなされているとは言えず、海砂利採取の跡地等環境の荒れた場も依然として残されており、更なる取組を講じていく必要がある。
- ・藻場・干潟といった浅海域は、単にこれらの場を保全、再生、創出するというのではなく、そこに棲む生物について十分に把握し、施策の効果を評価することが重要である。
- ・各々の地域の特性に応じた多様な魚介類等が生息し、人々がその恵沢を将来にわたり享受できる「里海」の創生を図る必要がある。

5) 海水浴場、潮干狩場等の自然とのふれあいの場等として多くの人々に親しまれている自然海浜等が、できるだけその利用に好適な状態で保全されていること。

- ・既存の海水浴場は全て水浴場として適当な水質を維持している。
- ・より多くの自然とのふれあいの機会を提供できるような場の整備を積極的に図る必要がある。

③ 自然景観の保全に関する目標の達成状況の評価

1) 瀬戸内海の自然景観の核心的な地域は、その態様に応じて国立公園、国定公園、県立自然公園又は自然環境保全地域等として指定され、瀬戸内海特有の優れた自然景観が失われないようにすることを主眼として、適正に保全されていること。

- ・瀬戸内海の自然景観の核心的な地域の適切な保全がなされている。

2) 瀬戸内海の島しょ部及び海岸部における草木の緑は、瀬戸内海の景観を構成する重要な要素であることにかんがみ、保安林、緑地保全地区等の制度の活用等により現状の緑を極力維持するのみならず、積極的にこれを育てる方向で適正に保護管理されていること。

- ・人口減少に起因する島の荒廃が、瀬戸内海全体の景観を含めた悪化につながっているとの指摘があり、「里海」の創生に向けた取組も活用しつつ、緑を含めた島しょ部の景観の保全を図る必要がある。

3) 瀬戸内海において、海面と一体となり優れた景観を構成する自然海岸については、それが現状よりもできるだけ減少することのないよう、適正に保全されていること。

また、これまでに失われた自然海岸については、必要に応じ、その回復のための措置が講ぜられていること。

- ・瀬戸内海には、なお多くの貴重な自然海岸が残されており、保全すべき地域を明確にして、これを積極的に保全することも重要である。
- ・未利用のまま荒れた埋立地が一部にあり、一方で、それが様々な生物の生息の場になっているとの指摘もあり、これらの自然の再生を検討する必要がある。

4) 海面及び海岸が清浄に保持され、景観を損傷するようなごみ、汚物、油等が海面に浮遊し、あるいは海岸に漂着し、又は投棄されていないこと。

- ・引き続き、海ごみの発生抑制及び適正処理に向けた抜本的な対策の確立に向けた検討が必要である。
- ・油等の流出事故は、いったん発生した場合は環境への影響が極めて大きいため、関係機関における取組の更なる徹底と充実を図る必要がある。

5) 瀬戸内海の自然景観と一体をなしている史跡、名勝、天然記念物等の文化財が適正に保全されていること。

- ・瀬戸内海の自然景観と一体をなしている史跡、名勝、天然記念物等の文化財については、今後とも、伝統的建造物群保存地区制度等の適切な運用による保全を図っていく必要がある。

(2) 今後の瀬戸内海の水環境保全の基本的考え方

中央環境審議会瀬戸内海部会の提言を受け設置された懇談会において、今後の瀬戸内海の水環境のあり方について論点整理が行われている。この中で「今後の瀬戸内海の水環境保全の基本的考え方」として5つ示されており、その概要は次のとおりである（平成 23 年 3 月、今後の瀬戸内海の水環境の在り方懇談会「今後の瀬戸内海の水環境の在り方の論点整理」）。

1) 水質管理を基本としつつ、豊かな海へ向けた物質循環、生態系管理への転換を図る。

- ・豊かな海を再生するためには、従前の水質管理を基本としつつ、物質循環や生態系管理への転換を図り、各海域の特性に合わせた管理を行う必要がある。

2) 藻場、干潟、砂浜等の失われた沿岸環境と悪化した底質環境を回復させる。

- ・多様な生息環境の確保、多様な物質循環経路の回復、稚仔魚成育場の保全等の観点から、沿岸域の開発等により減少した藻場、干潟、砂浜等を再生するとともに、有機物の沈降・堆積等により悪化した底質環境を改善する必要がある。

3) 白砂青松、多島美と評される瀬戸内海の自然景観及び文化的景観を保全する。

- ・現在の段階で、存在する瀬戸内海の景観を保全するとともに、可能な範囲で保全、再生していく必要がある。

4) 地域で培われてきた海と人との関わり方に関する知識、技術、体制を活かして、地域における里海の創生を進める。

- ・瀬戸内海の水環境を創生するため、幅広い関係者の参画により、流域が一体となった協働のもと、地域特性を生かした豊かで美しい海を保全していくという意識を持ち、具体的な取り組みの輪を広げ、適切な保全と利用により、「里海」として、創生していくことが必要である。

5) 瀬戸内海の水環境の生態系構造に見合った持続可能な利用形態による、総合的な資源管理を進める。

- ・海域ごとに漁業の実態や漁業関係者の意向にも配慮しながら関係者間での合意形成を図り、現状の水環境や生態系の状況に見合った持続可能な利用形態に転換しつつ、総合的な資源管理を進める必要がある。

2 「瀬戸内海における今後の目指すべき将来像と環境保全・再生のあり方」の審議・答申

国においては、1の背景を踏まえ、平成23年7月に中央環境審議会に「瀬戸内海における今後の目指すべき将来像と環境保全・再生のあり方」について諮問された。審議会による審議・答申の概要は、次のとおりである。

(1) 審議事項

① 瀬戸内海における今後の目指すべき将来像

目指すべき将来像（あるべき姿）を具体化するため、瀬戸内海における「豊かな海」とは何か、目標設定にあたってどのような指標を用いるか、どこまでの範囲を対象とするかを審議することとされた。

② 環境保全・再生のあり方

目指すべき将来像（豊かな海）を実現するために、1（2）で示された5つの基本的考え方に沿って何を行っていくべきかを審議することとされた。

(2) 論点

①「今後の目指すべき将来像」、②「地域に応じた豊かな海」、③「環境保全・再生のあり方」、④「基本的考え方に沿った取組」、⑤「基本的考え方に沿った取組を推進するための方策」ごとに論点を設定して審議された。各論点の概要は次のとおりである。

① 「将来像」に係る論点

論点1：豊かな海とはどんな海か。豊かさを構成する要素は何か。その要素の意味・定義は。（要素の構成と意味の整理）

・豊かさを構成する要素として、水質が良好な海など「①きれいな海」、自然景観や文化的景観に優れた海など「②美しい海」、生き物を育む海（多様な種類の生物がいる海）など「③生物多様性の高い海」、海洋生物資源が豊富な海など「④生産性の高い海」、人が海とふれあえる海（海洋レクリエーションを提供する海）など「⑤人々の生活を潤す海」、外的変動に対し安定な海（復元力が高い海、災害に強い海）など「⑥健全な海」と、それぞれの指標を例示。

論点2：各要素がどの程度であれば豊かな海と言えるか。各要素をどのようにバランスさせ、調和させるか。

・各要素は、例えば「きれいな海」と「生産性の高い海」のように対立する場合や、「生物多様性の高い海」と「健全な海」のように両立する場合があり、豊かな海を実現するには、各要素が互いに両立できる関係となるよう、適切にバランスさせる必要がある。

② 「地域に応じた豊かな海」に係る論点

論点3：地域がめざす豊かな海を考える際に必要となる視点は何か。

・湾・灘のそれぞれで環境の状況は異なるため、各地域が目指す「豊かな海」の姿も異なってくると考えられる。各地域において、上記のような目標像の検討を行い、これを共有することが求められる。

・必要となる視点として、「地域の特徴づけ（地域特性の的確な把握、シンボル設定）」、「対象とすべき目標像における各要素の重みづけ」、「関係者の意見を広く聴くしくみ」、「関係者の合意形成を行うための場の設定や調整役の存在・ルールづくり」、「地域間の調整を図るためのしくみ」を提示。

③ 「環境保全・再生のあり方」に係る論点

将来像を実現するための取組の基本的考え方として、1（2）で示された5つの基本的考え方に、東日本大震災の教訓を踏まえた考え方「6）防災と環境保全の両立を進める」を加えた6つの考え

方を基本とする。

論点4：基本的考え方はこれでよいか。他に必要な視点はないか。

④「基本的考え方に沿った取組」に係る論点

論点5：基本的な考え方に沿って、重点的に取り組むべき事項は何か。

- ・ 1) 生物多様性や物質循環の問題の調査研究を十分に行った上で、今後の水質管理の方向性を打ち出す など
 - ・ 2) 藻場、干潟、砂浜等の保全・再生についてのより積極的な対策 など
 - ・ 3) 瀬戸内海の自然景観の保全のみならず、景観修復、海から見た景観、文化的景観も含めた保全と再生について、目標の合意形成を図るための取組等を検討 など
 - ・ 4) 瀬戸内海全体の水環境の評価だけでなく、湾・灘ごとの特性の評価を行い、海域ごとに里海創生の具体的な取組とその効果について把握 など
 - ・ 5) 瀬戸内海の生態系の健全性を把握するために、生物生息状況に関する指標など、生物多様性・生物生産性に関する調査と評価を推進 など
 - ・ 6) 今後、沿岸域の防災機能を高めるための護岸等の整備や、既存の護岸等の補修・更新時に、積極的に環境配慮型の護岸の採用を推進 など
- を提示。

⑤「基本的考え方に基づく取組を推進するための方策」に係る論点

論点6：取組を推進させる方策として、必要な事項は何か。

- ・ 1) 目標項目や目標年次の設定
 - ・ 2) 瀬戸内海的环境保全の推進体制の充実
 - ・ 3) 地域の参加・協働の促進
 - ・ 4) 環境教育・環境学習の充実
 - ・ 5) 調査研究・技術開発の推進
 - ・ 6) 情報提供・広報の充実
 - ・ 7) 世界の閉鎖性海域との連携
- を提示。

(3) あり方答申の概要

上記の論点に基づく審議を経て、中央環境審議会から平成24年10月に「瀬戸内海における今後の目指すべき将来像と環境保全・再生のあり方」について答申された。このあり方答申の概要は、次のとおりである。

1) 瀬戸内海における今後の目指すべき将来像

① 今後の目指すべき「豊かな瀬戸内海」

瀬戸内海がもたらす豊かな生態系サービス（海の恵み）を、国民全体が将来にわたって継続して享受し、生物が健全に生息している状態に保っていくため、「庭」、「畑」、「道」に例えられる瀬戸内海の多面的価値・機能が最大限に発揮された「豊かな瀬戸内海」を実現していくことが今後の目指すべき将来像と考えられる。

② 「豊かな瀬戸内海」のイメージ

- ・ **美しい海**：良好な水質の保全、自然景観・文化的景観の保全と利用
- ・ **多様な生物が生息できる海**：生物多様性の保全、高い生物生産性の維持
- ・ **賑わいのある海**：地域資源の利用、海とのかかわりによる地域活性化

③ 海域に応じた「豊かな海」

- ・ 目指すべき将来像や環境保全・再生へのアプローチは、湾・灘ごとの規模、あるいは状況に応じて沿岸・沖合などのさらに小さな規模において、その海域の特性に応じてきめ細やかに対応する必要がある。
- ・ 大阪湾については、湾奥では汚濁負荷が多く、夏の貧酸素水塊の発生が問題になっている。また、湾の南部や西部では冬にノリの色落ち被害が発生するなど、同一の湾内でも海域によって生じている問題が異なっている。さらに過去の大規模な埋立により、海水の流動状況が変化したことから、特に湾奥においては地形的な要因が水質に対して大きな影響を与えている。こうしたことから、湾・灘よりもさらに細かいスケールでの地域特性や季節性を考慮した検討が必要である。

2) 環境保全・再生の基本的な考え方

① きめ細やかな水質管理

環境基準の達成・維持を図りつつ、生物多様性・生物生産性を確保するための栄養塩濃度レベルの設定と適切な維持及び円滑な物質循環を確保するための水質管理を図ることが必要である。その際には、湾・灘ごと、季節ごとの状況に応じてきめ細やかに対応することが重要である。

② 底質環境の改善

湾奥等の海域について、負荷量削減等の水質管理や停滞域を縮小する取組と組み合わせて、底質環境の改善を推進することが必要である。さらに、窪地となっている箇所は、海水交換が悪くなり貧酸素水塊の発生の原因となっていることから、その対策が必要である。

③ 沿岸域における良好な環境の保全・再生・創出

藻場、干潟、砂浜、塩性湿地の保全・再生・創出について、更なる推進が必要である。その際には、自然が自ら回復力を発揮できるよう実施することや、移植等によって遺伝的な攪乱がおきないように留意することが重要である。

特に赤潮や貧酸素水塊の発生抑制等の対策として、干潟や砂浜等の浅海域の再生・創出が必要である。

④ 自然景観及び文化的景観の保全

瀬戸内海独自の美しい自然と人の生活・生業や賑わいが調和した景観を保全し将来に継承するための取組や新たな景観づくりを更に推進することが必要である。その際には、住みやすさと賑わいとの両立などに留意することも重要である。

⑤ 地域における里海づくり（共通的事項）

里海*づくりの手法の導入は非常に有効であり、取組にあたっては幅広い主体が、地域の状況に応じたあるべき姿を共有し、本来の生態系の持つ回復力等に配慮しながら、必要に応じて人の手を加えるなど、適切に管理することが重要である。その際には、森・里・川・海はつながっており、それらが非常に強い関係を持つことを重視することが重要である。

*「里海」とは「人手が加わることにより生物生産性と生物多様性が高くなった沿岸海域」と定義されるもの。

⑥ 科学的データの蓄積及び順応的管理のプロセスの導入（共通的事項）

環境条件の変化に対する生態系の応答は時間がかかる上に不確実性を伴うため、ある程度の蓋然性が見えた段階で、データの蓄積と並行しながら、人為的に管理し得る範囲において対策を実施し、その後、モニタリングによる検証と対策の変更を加えていく順応的管理の考え方に基づく取組を推進することが必要である。

3) 今後の環境保全・再生施策の展開

① 基本的な考え方に基づく重点的取組

ア きめ細やかな水質管理

- ・新たな環境基準項目への対応（下線部は基本計画（平成12年変更）に含まれないと考えられる事項。以下同じ。）
下層DO及び透明度について、引き続き検討することが必要である。
- ・栄養塩濃度レベルと生物多様性・生物生産性との関係に係る科学的知見の集積及び目標の設定
従来の環境基準項目である全窒素・全りんの評価に加え、一次生産に不可欠な溶存態無機窒素・溶存態無機りん濃度レベルと生物多様性・生物生産性との関係について調査・研究を行い、科学的知見の集積とこれに基づく目標の設定の検討を行うことが必要である。
- ・栄養塩濃度レベルの管理
環境基準を達成・維持している海域においては、環境基準値の範囲内において栄養塩濃度レベルを管理するための新たな手法を開発しつつ、例えば、下水処理場における環境への負荷量管理などの事例を積み重ねていく必要がある。
その際には、汚濁物質の濃度レベル、赤潮による被害件数、貧酸素水塊の発生状況など湾・灘の状況や、年間における栄養塩濃度レベルの推移、貧酸素水塊の発生時期、生物の生活史など季節ごとの状況を十分把握し、検討することが重要である。
また、現在の排水規制や総量規制等の制度面や、排水処理施設の運転調整や維持管理等の技術面などから、その実行可能性を十分に検討することが重要である。

イ 底質環境の改善

- ・新たな環境基準項目への対応（再掲）
- ・底質改善対策・窪地対策の推進
夏季に貧酸素水塊が多く発生し、または、生物の生息・生育の場が大きく失われたなど、改善が必要な海域の底質について、浚渫や覆砂、敷砂、耕耘等による対策を推進することが必要である。
深掘りの土砂採取跡などの窪地に対する貧酸素水塊の発生抑制対策として、今後も引き続き、その埋戻しについて、周辺海域の水環境への影響や改善効果を把握・評価した上で、優先的に対策が必要な場所において取組を進めていく必要がある。

ウ 沿岸域における良好な環境の保全・再生・創出

- ・藻場・干潟・砂浜・塩性湿地等の保全・再生・創出
- ・海砂利採取や海面埋立の厳格な規制及び代償措置
- ・未利用地の活用
現在利用されていない埋立地などの未利用地が、沿岸域における多様な生物の生息の場になっているとの指摘もあることから、景観や生物多様性の保全に配慮しつつ、自然の再生に向けて、そうした土地の利用目的の見直しや一時的な利用、新たな埋立計画地の代替地としての活用等について検討することが必要である。
- ・環境配慮型構造物の導入の推進
新たな護岸等の整備や既存の護岸等の補修・更新時には、緩傾斜護岸や生物共生型護岸、海水交換型の防波堤など環境配慮型構造物を積極的に採用するなどの取組を推進することが必要である。

エ 自然景観及び文化的景観の保全

- ・瀬戸内海に特有な景観の保全
- ・エコツーリズムの推進
瀬戸内海に特有な景観を活用して、都市住民を含む市民が海や自然の保護に配慮しつつ自然等とふれあい、これらについての知識や理解が深まるようエコツーリズムを推進することが必要である。この際、地域が持つ特有の魅力や魅力を再評価すると同時に、地域の活性化にもつながるように工夫することが重要である。
- ・海とのふれあいの創出

② その他瀬戸内海的环境保全・再生のための重要な取組

・気候変動への適応

地球規模の気候変動に伴い、瀬戸内海においても海水温の上昇等により、生態系や水産業への影響が懸念されている。このため、気候変動がもたらす生物多様性・生物生産性への影響調査・適応策等について、長期的な視点での対応方策を検討することが必要である。

・海洋ごみ対策

・持続可能な水産資源管理の推進

水産資源の管理は、資源の状態に応じて適切に実施されるよう、科学的知見に基づき行政、試験研究機関、漁業者をはじめとする関係者が一体となって有効な措置を検討し、取組内容の見直しを行うための仕組みの構築をより一層推進することが必要である。また、漁業者が自主的に取り組む資源管理措置に対する遊漁者の理解を深めるとともに、遊漁者にも資源管理において一定の役割を果たしてもらえよう取組を推進することが必要である。

・沿岸防災と環境保全の調和

沿岸域は、津波といった自然災害が発生する地域でもあることから、地域の合意形成に基づき環境保全と調和した防災・減災を進めていく必要がある。例えば、防潮林を造成したり、新たな護岸等の整備や既存の護岸等の補修・更新時には、可能な範囲で環境配慮型構造物を採用するなどの取組を推進することが必要である。

③ 環境保全・再生の推進方策

・瀬戸内海に係る計画及び法制度の点検・見直し

瀬戸内海的环境保全の目標、講ずべき施策等の基本的な方向を明示している基本計画については、本答申を踏まえた点検及び見直しを行う必要がある。

また、地域特性を踏まえた豊かな海的具体像を反映させるため、府県計画について、目標の設定や目標を達成するための具体的な施策について検討を行うことが必要である。

本答申に示す豊かな瀬戸内海を実現するための基本的な考え方に基づく施策を推進していくため、瀬戸内法など既存の法制度について、環境政策をめぐる新たな流れへの対応や現状に即しての点検を行い、その結果を踏まえ、必要に応じて見直しを行う必要がある。

・評価指標の設定

基本計画及び府県計画において設定する目標は、わかりやすい指標を用いることが必要である。特に、生物指標は、多くの人が海を楽しみながら手軽に環境モニタリングに参加できることから重要である。豊かな瀬戸内海の評価について検討するために有効と考えられる指標例については、次のとおりであり、これらの指標を必要に応じて組み合わせ、総合的に目標設定を行うことが重要である。

◇水質・水循環の保全に係る指標の例

水質汚濁に係る環境基準の達成状況、透明度、下層 DO、水浴場の水質判定基準の達成状況、流入汚濁負荷量、赤潮発生件数と種類・規模、青潮発生件数、水辺の健全性指標、淡水流入量、森林面積

◇自然景観・文化的景観に係る指標の例

自然公園の指定面積、海岸線の形態別距離、漂流・漂着ごみ回収量、景観法に基づく景観計画の策定自治体数

◇生物多様性に係る指標の例

藻場・干潟面積、水生生物・底生生物・海浜植物の種類数・個体数、渡り鳥飛来数、自然再生の実施箇所数、生物指標、浅場・窪地の再生・修復を行った面積・箇所数

◇生物生産性に係る指標の例

基礎生産速度、漁業生産量、水産用水基準の達成状況

◇底質環境の改善に係る指標の例

底泥の有機物・栄養塩含有量、底泥の硫化物含有量、土砂流入量、海へ供給される排砂管理を行うダム・河口堰の数、底質の粒度組成、海底ごみ回収量

◇賑わい・ふれあいに係る指標の例

里海の取組箇所数、海水浴場・潮干狩場の数、環境保全活動のイベント開催数と住民の参加者数、国立公園利用者数、水環境・自然環境の住民の満足度、ダイビングスポット数、入港船舶総トン数、港湾貨物取扱量、港湾施設の効率

・役割の明確化

これまで、瀬戸内海における環境保全・再生の取組は、市民、漁業者、企業、市民団体、関係行政機関等の幅広い主体によって実施されてきた。今後もこれらの取組を推進するとともに、更なる環境保全・再生を進めるために、各主体の役割を明らかにすることが必要である。

・より幅広い主体の参画・協働の推進

湾・灘ごとに、関係行政機関、漁業者や市民団体等が参画する協議会をつくるなど、幅広い主体の緊密な連携・調整を図ることが重要である。

・国内外への情報発信の充実

・環境教育・学習の推進

・モニタリング・調査・研究、技術開発の推進

各種取組に当たって、科学的に裏付ける知見が十分でない場合には、モニタリングや調査・研究を一層充実させ、科学的裏付けデータを蓄積することが必要である。特に順応的管理に基づく実証事業等を行う場合は、正確かつ継続的なモニタリングが必要である。

効果的な人工干潟造成技術や赤潮・貧酸素水塊の発生を抑制する技術、環境負荷をかけずに効率的に栄養塩を高次生物まで循環させる技術、偏在している栄養塩等を拡散させる技術などの開発が必要である。

浚渫土やリサイクル材等を用いた土質改良材等については、環境改善効果だけでなく、生態系への影響等にも十分に配慮して検証を行うことが重要である。

3 瀬戸内海環境保全基本計画の変更

2（3）のあり方答申を受け、国においては、平成 25 年 4 月に中央環境審議会に対し「基本計画の変更」について諮問され、平成 27 年 2 月に中央環境審議会から基本計画の変更案が答申された。この答申を踏まえ、同月、基本計画が変更された。新旧対照した基本計画と、基本計画の変更箇所と 2（3）のあり方答申との対応については、次表のとおりである。